

公 告

通関業法第3条第2項の条件を下記のとおり変更したので公告する。

記

- 1 通関業者の名称及び所在地
日本通運株式会社
東京都千代田区神田和泉町2番地
- 2 営業所の名称及び所在地
日本通運株式会社日南支店
宮崎県日南市吾田東2丁目6-1
- 3 変更後の条件
船用品の通関業務に限る
- 4 変更年月日
令和8年7月1日

令和8年6月12日

門司税関長 弓 削 州 司